

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月11日

【四半期会計期間】 第8期第1四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 サスメド株式会社

【英訳名】 SUSMED, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上野 太郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号

【電話番号】 03-6366-7780(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 小原 隆幸

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号

【電話番号】 03-6366-7780(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 小原 隆幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期 第1四半期 累計期間	第8期 第1四半期 累計期間	第7期
会計期間		自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	自 2021年7月1日 至 2022年6月30日
事業収益	(千円)	30,838	31,392	316,873
経常損失()	(千円)	128,996	91,591	217,444
四半期(当期)純損失()	(千円)	129,828	92,991	233,483
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	100,000	1,859,193	1,853,108
発行済株式総数	(株)	13,256,600	16,287,200	16,201,100
純資産額	(千円)	1,447,822	4,772,901	4,850,384
総資産額	(千円)	1,508,372	4,841,040	4,943,723
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	9.79	5.72	15.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	96.0	98.5	98.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2021年9月9日開催の臨時取締役会決議に基づき、2021年10月1日付で普通株式1株につき700株の割合で分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失を算出しております。
4. 第7期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。第7期及び第8期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
5. 当社は配当を行っていないため、1株当たり配当額について記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文章中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第1四半期累計期間のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる活動制限の緩和を受け、経済活動の正常化が進む中、景気が持ち直していくことが期待される一方で、ロシア・ウクライナ情勢による資源価格の上昇や世界的な金融引締めなどによる景気の下振れリスクがあり、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等に注意する状況が続いております。

国内の医療用医薬品市場においては、前年の新型コロナウイルス感染症による患者の受診控えからの反動で市場は回復傾向にあるものの、薬価改定や保険制度改革などの影響に加え、昨今の物価高や円安が製薬企業の調達コストに影響を与える状況が続いております。

一方、新型コロナウイルス感染症が拡大したことによって、医薬品の開発には膨大なコストと時間を要するものの、ワクチンをはじめとする医薬品の開発・供給基盤を確保することが、安全保障面においても重要であることを多くの国民が認識するようになりました。国産のワクチンや治療薬の登場が待ち望まれている中、最先端のICT（Information and Communication Technology:情報通信技術）の活用によって、新薬の研究や開発に必要な期間やコストをいかに短縮できるかが課題となっています。

そのような状況の中、当社は「ICTの活用で“持続可能な医療”を目指す」というビジョンを掲げ、患者・医療従事者向けに自社開発した治療用アプリを提供する「DTx（デジタル治療:Digital Therapeutics）プロダクト事業」及び医薬企業向けに汎用臨床試験システム及び機械学習自動分析システムの提供、DTx開発の支援を行う「DTxプラットフォーム事業」を展開し、ブロックチェーンやAI（人工知能）技術の応用で業界に新たな価値を生み出して社会課題を解決することを目指して事業を推進しています。

DTxプロダクト事業におきましては、不眠障害治療用アプリについて、塩野義製薬株式会社との間で締結した販売提携契約に基づき、当社は本アプリの製造販売業者として、本アプリの開発及び薬事承認取得に向けてPMDAによる審査対応を行っております。また、本契約においては、今後の開発進展などに応じたマイルストーン収入として総額最大45億円の受領を予定するとともに、製品上市後はその販売額に応じたロイヤリティを受領する予定です。

不眠障害治療用アプリ以外のパイプラインについては、アドバンス・ケア・プランニングを支援するアプリのPoC取得に向けた探索的試験（第1相臨床試験に相当）を開始し、慢性腎臓病患者向けの腎臓リハビリアプリに関して臨床試験の準備を行っております。今後も長期的視点での収益の最大化のために、財務指標に先行する開発パイプラインの件数や、臨床試験の進捗を重要な経営指標と位置付けて事業運営を行ってまいります。

DTxプラットフォーム事業におきましては、アキュリスファーマ株式会社との間で締結した、治験の実施に関する契約に基づき、企業治験としては世界初となるブロックチェーン技術を活用した治験実施の準備を進めております。ブロックチェーン技術を用いた治験の実施により、新薬開発コストの適正化と治験データの信頼性向上を同時に実現することを目指してまいります。

また、当社とアカデミア等との共同研究につきましては、国立大学法人滋賀大学と「信頼されるAIシステムを実現するための因果探索基盤技術の確立と応用」について共同研究契約を締結いたしました。本共同研究は国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の2022年度戦略的創造研究推進事業（CREST）に採択されております。

なお、現時点において、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢の地政学リスクによる当社業績への影響

は軽微であります。

これらの結果、当第1四半期累計期間における業績は、事業収益31,392千円（前年同四半期は30,838千円）、営業損失91,787千円（前年同四半期は128,024千円の損失）、経常損失91,591千円（前年同四半期は128,996千円の損失）、四半期純損失92,991千円（前年同四半期は129,828千円の損失）となりました。

（DTxプロダクト事業）

当セグメントは、治療用アプリ開発で構成されております。治療用アプリ開発では、不眠障害治療用アプリの薬事承認取得に向けてPMDAによる審査対応を行っております。また、アドバンス・ケア・プランニングを支援するアプリのPoC取得に向けた探索的試験を開始し、慢性腎臓病患者向けの腎臓リハビリアプリは、臨床試験の準備を行っております。また複数の医療機関と共同研究を行い、次のパイプラインの獲得を目指しております。医療機器承認を取得し、販売段階にあるプロダクトはまだありません。

この結果、本報告セグメントの当第1四半期累計期間の事業収益の計上はなく（前年同四半期もなし）、セグメント損失は19,858千円（前年同四半期は76,784千円の損失）となりました。

（DTxプラットフォーム事業）

当セグメントは、汎用臨床試験システム及び機械学習自動分析システムの提供、並びにこれらシステムを活用したDTx開発の支援で構成されております。汎用臨床試験システムの提供に関しては、アキュリスファーマ株式会社との間で締結した、治験の実施に関する契約に基づき、企業治験としては世界初となるブロックチェーン技術を活用した治験実施の準備を進めておりますが、当第1四半期累計期間の事業収益の計上はありません。機械学習自動分析システムの提供及びDTx開発の支援に関する活動につきましては、前期からの継続利用に支えられ、収益は安定的に推移しております。

この結果、本報告セグメントの当第1四半期累計期間の事業収益は31,392千円（前年同四半期は30,838千円）、セグメント利益は22,324千円（前年同四半期は13,979千円の利益）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における流動資産合計は、4,832,849千円となり、前事業年度末に比べ102,749千円減少いたしました。これは主に仕掛品が8,827千円増加した一方、現金及び預金が110,381千円減少したほか、前払費用が2,541千円減少したこと等によるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定資産合計は、8,190千円となり、前事業年度末に比べ66千円増加いたしました。これは主に投資その他の資産のその他が66千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末の流動負債合計は、62,489千円となり、前事業年度末に比べ25,199千円減少いたしました。これは主に未払金が6,039千円増加した一方、未払法人税等が23,890千円、未払消費税等が7,133千円減少したこと等によるものであります。

当第1四半期会計期間末の固定負債合計は、5,650千円となり、前事業年度末から変動ありませんでした。

（純資産）

当第1四半期会計期間末の純資産合計は4,772,901千円となり、前事業年度末に比べ77,482千円減少いたしました。これはストック・オプションの行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ6,085千円増加したほか、新株予約権が3,338千円増加した一方、四半期純損失の計上に伴い利益剰余金が92,991千円減少したことによるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において発生した当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び

新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における当社の研究開発費の総額は、25,637千円であります。なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	53,000,000
計	53,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,287,200	16,287,200	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株であり ます。
計	16,287,200	16,287,200		

(注) 提出日現在発行数には、2022年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第7回新株予約権
決議年月日	2022年6月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12
新株予約権の数(個)	480 [430] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000[43,000](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	851(注) 3
新株予約権の行使期間	自 2024年6月17日 至 2032年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 851 資本組入額 426
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取 締役会の承認を要するものとす る。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

本新株予約権の付与日(2022年7月4日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(2022年10月31日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については本新株予約権の付与日における内容から変更ありません。

(注) 1. 新株予約権1個あたり、普通株式100株とする。ただし、株式分割(当会社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当会社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合、当会社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行う。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償にて発行されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。
 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）は、次の条件に従い新株予約権を行使するものとする。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 上記4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割

計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記４．に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第8回新株予約権について

当社従業員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である上野太郎の発案を受け、コタエル信託との間で時価発行新株予約権信託設定契約を締結し、当社が信託管理人兼受益者指定権者を務めるとともに、コタエル信託に対して本新株予約権を発行することにより、本信託を活用したインセンティブプランを導入しました。

本信託の概要

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	上野 太郎（当社代表取締役）
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	2022年9月13日
信託期間満了日 （本新株予約権の交付日）	2022年12月末日 初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後6カ月〔3カ月〕おきに到来する交付日において、当社が交付ガイドラインに従って指定する受益者に交付されることになります。
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	本信託契約に基づき、交付日時点の当社従業員のうち当社が交付ガイドラインに従って指定する者を受益者とし、各受益者の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、本新株予約権の交付日に本新株予約権を交付する当社従業員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社従業員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。

本新株予約権の割当日（2022年9月14日）における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在（2022年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については本新株予約権の付与日における内容から変更ありません。

なお、第8回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	第8回新株予約権
決議年月日	2022年8月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	コタエル信託株式会社
新株予約権の数(個)	8,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,061(注)3

新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2033年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,061 資本組入額 531
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5、6

本新株予約権の割当日（2022年9月14日）における内容を記載しております。なお、本書提出日において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権 1 個あたり、普通株式100株とする。ただし、株式分割（当会社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当会社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合、当会社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行う。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権 1 個につき100円で有償発行されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。

行使価額は、金1,061円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）は、次の条件に従い新株予約権を行使するものとする。

- (1) 本新株予約権者は、2023年6月期から2027年6月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書における損益計算書に記載された事業収益が、下記各号に掲げる水準を満たした場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

() 事業収益が10億円を超過した場合：行使可能割合 50%

() 事業収益が15億円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、上記における事業収益の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断したときには、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権の行使にあたっては、一部行使ができるものとする。ただし、1 個の新株予約権を分割して行使することはできない。

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使できない。

- (5) 5. に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計

画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	86,100	16,287,200	6,085	1,859,193	6,085	3,515,219

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,194,800	161,948	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	6,300		
発行済株式総数	16,201,100		
総株主の議決権		161,948	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,904,074	4,793,693
売掛金及び契約資産	9,574	9,081
前払費用	21,023	18,482
仕掛品	-	8,827
未収消費税等	-	1,650
その他	925	1,115
流動資産合計	4,935,598	4,832,849
固定資産		
有形固定資産	0	0
投資その他の資産	8,124	8,190
固定資産合計	8,124	8,190
資産合計	4,943,723	4,841,040
負債の部		
流動負債		
未払金	31,502	37,541
未払費用	1,194	956
未払法人税等	31,847	7,956
未払消費税等	7,133	-
預り金	4,496	5,669
契約負債	4,950	3,300
その他	6,565	7,065
流動負債合計	87,689	62,489
固定負債		
資産除去債務	5,650	5,650
固定負債合計	5,650	5,650
負債合計	93,339	68,139
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,853,108	1,859,193
資本剰余金	3,509,134	3,515,219
利益剰余金	511,858	604,849
株主資本合計	4,850,384	4,769,563
新株予約権	-	3,338
純資産合計	4,850,384	4,772,901
負債純資産合計	4,943,723	4,841,040

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
事業収益	30,838	31,392
事業費用		
事業原価	3,345	1,212
研究開発費	87,005	25,637
販売費及び一般管理費	68,511	96,329
事業費用合計	158,863	123,180
営業損失()	128,024	91,787
営業外収益		
受取利息	1	1
講演料等収入	36	336
資産除去債務戻入益	750	-
国際出願促進交付金	243	-
その他	7	5
営業外収益合計	1,038	342
営業外費用		
株式交付費	-	144
上場関連費用	2,000	-
その他	10	2
営業外費用合計	2,010	146
経常損失()	128,996	91,591
特別損失		
減損損失	1,594	1,097
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	594	1,097
税引前四半期純損失()	129,591	92,688
法人税、住民税及び事業税	237	302
法人税等合計	237	302
四半期純損失()	129,828	92,991

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

1 減損損失

前第1四半期累計期間(2021年7月1日~2021年9月30日)

(1) 資産のグルーピング方法

事業用資産においては管理会計上の区分を基準に、本社等に関しては全社資産として、グルーピングを行っております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、全社資産について減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額の内訳は以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社	全社資産	工具器具備品	594
合計			594

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、備忘価額をもって評価しております。

当第1四半期累計期間(2022年7月1日~2022年9月30日)

(1) 資産のグルーピング方法

事業用資産においては管理会計上の区分を基準に、本社等に関しては全社資産として、グルーピングを行っております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、全社資産について減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額の内訳は以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社	全社資産	工具器具備品	1,097
合計			1,097

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、備忘価額をもって評価しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
減価償却費	29千円	128千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が前第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が前第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの事業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注1)	四半期損益計 算書計上額 (注2)
	DTxプロダクト 事業	DTxプラット フォーム事業			
事業収益					
外部顧客への事業収益	-	30,838	30,838	-	30,838
セグメント間の内部事業収益又は振替高	-	-	-	-	-
計	-	30,838	30,838	-	30,838
セグメント利益又は損失()	76,784	13,979	62,805	65,219	128,024

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格を下回ることが見込まれるため、セグメントに配分していない全社資産について、帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、前第1四半期会計期間においては594千円であります。

当第1四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

1. 報告セグメントごとの事業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注1)	四半期損益計 算書計上額 (注2)
	DTxプロダクト 事業	DTxプラット フォーム事業			
事業収益					
外部顧客への事業収益	-	31,392	31,392	-	31,392
セグメント間の内部事業収益又は振替高	-	-	-	-	-
計	-	31,392	31,392	-	31,392
セグメント利益又は損失()	19,858	22,324	2,466	94,253	91,787

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格を下回ることが見込まれるため、セグメントに配分していない全社資産について、帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期会計期間においては1,097千円であります。

(収益認識関係)

当社の事業収益は、顧客との契約から生じる収益であり、当社の報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

前第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) (単位：千円)

	報告セグメント		合計
	DTxプロダクト事業	DTxプラットフォーム事業	
財又はサービスの移転の時期			
一時点で移転する財又はサービス	-	21,615	21,615
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	9,222	9,222
顧客との契約から生じる収益	-	30,838	30,838

当第1四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) (単位：千円)

	報告セグメント		合計
	DTxプロダクト事業	DTxプラットフォーム事業	
財又はサービスの移転の時期			
一時点で移転する財又はサービス	-	19,017	19,017
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	12,375	12,375
顧客との契約から生じる収益	-	31,392	31,392

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純損失()	9円79銭	5円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	129,828	92,991
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	129,828	92,991
普通株式の期中平均株式数(株)	13,256,600	16,249,879
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1. 2021年9月9日開催の臨時取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。これにより前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算出しております。
2. 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため及び1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
3. 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(重要な契約の締結)

当社は2022年11月9日開催の取締役会において、杏林製薬株式会社(以下「杏林製薬」)との間で耳鼻科領域における治療用アプリの共同研究開発及び製品上市後の販売に関する契約の締結について決議し、同日契約を締結いたしました。

(1) 契約の目的

杏林製薬は、耳鼻科領域を重点領域の1つと位置付けており、当領域での製品ラインアップの拡充を図り、同領域でのさらなるプレゼンス向上と治療への貢献を目指しています。

当社は、不眠障害や慢性腎臓病、がん領域などにおける治療用アプリを開発し、2022年2月に不眠障害治療用アプリの製造販売承認申請を実施しました。

両社は杏林製薬が有する疾患領域に関する知見並びに臨床開発力及び販売力と、当社が有する治療用アプリの開発プラットフォームや臨床試験実施に関連するシステム、治療用アプリの研究開発ノウハウの活用により、耳鼻科領域における新たな治療選択肢を提供し、医療の発展に貢献することを目指します。

(2) 契約の内容

本契約に基づき、当社は杏林製薬と共同で、耳鼻科領域における治療用アプリの研究開発、薬事承認取得及び保険償還に向けた準備を進め、当該治療用アプリの日本における独占的販売権を杏林製薬が獲得します。当社は、杏林製薬から、契約一時金として1億円を受領し、今後は開発段階に応じたマイルストーン収入として6億円を受領する予定です。また、製品上市後は販売額に応じたロイヤリティーを受領する予定です。

(3) 契約の相手先の名称

杏林製薬株式会社

(4) 契約の締結

2022年11月9日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月11日

サスメド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 齋 裕 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 池 晃一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサスメド株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、サスメド株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。